

※修正、追加箇所は、色枠・下線部分

No.	用語	掲載箇所	説明
1	LGBT	1-1【平和・人権】	性的指向及び性自認に関する呼称。 L：女性の同性愛者(Lesbian：レスビアン)、G：男性の同性愛者(Gay：ゲイ)、B：両性愛者(Bisexual：バイセクシャル)、T：こころの性とからだの性と不一致(Transgender：トランスジェンダー)を指す。
2	ドメスティック・バイオレンス(DV)		配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれる。
3	パブリックコメント	1-2【市民自治】	重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。
4	市民公益活動		ボランティアやNPOなど、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動。
5	自主防災組織		災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するために、平常時に啓発活動や防災訓練を行う町内会や自治会等を単位として自主的に結成された組織である。
6	BCP（業務継続計画）	2-1【防災】	災害や事故発生時でも、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるため、業務の執行体制や対応手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。Business Continuity Planの略。
7	自主消火組織		大規模地震発生時における地域での初期消火活動を目的とし、可搬式の消防ポンプを配置した組織。
8	老老介護		高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。
9	団塊の世代	3-1【高齢者福祉】	第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームの時期生まれた世代のことで、一般的には昭和22～24年（1947～1949年）に生まれた人びとを指す。
10	認知症サポーター		認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けや、生活上の困りごとの解決に向け、支援機関につながるなどの支援を行う。
11	グループホーム	3-2【障がい者福祉】	高齢者や障がい者などが地域社会のなかで自立した生活を営むため、介護従事者のサポートを受けながら、少人数で共同生活を送る居住形態。

No.	用語	掲載箇所	説明
12	福祉的就労	3-2【障がい者福祉】	障害のある人が、授産施設や共同作業所などの福祉的な支援のある環境で就労することにより、働くことへの意欲や自信を育てる。また、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うこと。
13	就労継続支援（非雇用型）事業所		通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供する事業所。
14	地区福祉委員会	3-3【地域福祉】	おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織がある。自治会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されており、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、地域の実情に合わせて多彩な地域福祉の活動を行っている。
15	災害時要援護者		大規模な災害が発生したときや、災害の恐れがあるときに、高齢者や障がい者など支援が必要な人で、家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない人。
16	小地域ネットワーク活動		吹田市内にある33の地区福祉委員会がそれぞれの地区内で、地域住民のつながりづくりを目的として行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。
17	健康寿命	3-4【健康・医療】	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
18	生活習慣病		<u>食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾病のこと。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがある。</u>
19	医療イノベーション		<u>医薬品や医療機器等をはじめとする最先端の医療技術の実用化など、医療分野における革新的で新しい価値を創り出すこと。</u>
20	特定保健指導		<u>特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが一定程度高いと判断された人に関して、行われる保健指導。保健指導に関する専門的知識及び技術を有する医師、保健師、管理栄養士により行われる。</u>
21	子育て支援コンシェルジュ	4-1【子育て】	のびのび子育てプラザなどに配置されている、子供や保護者のより身近なところで相談に応じる専門の職員のこと。
22	ICT	4-2【学校教育】 8-1【行政経営】	ICTは、情報（information）や通信（communication）に関する技術（Technology）の総称。
23	留守家庭児童育成室	4-3【青少年育成】	小学1年生から4年生までを対象に保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設。本市では全ての小学校内に開設している。

No.	用語	掲載箇所	説明
24	太陽の広場	4-3【青少年育成】	異学年の児童が一緒になって遊び、子供の自主性、創造性などを育むため、小学校の施設や地域における学習資源などを活用した居場所。
25	市民大学講座	4-4【生涯学習】	本市で実施している講座で、市民の教養を深める学びの場として、社会情勢や現代的課題を学ぶ「特別講座」と市内大学との連携により大学の特徴を活かした「大学連携講座」を指す。
26	出前講座		市民が参加する集会等に、市の職員が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業等を説明、意見交換等を行う講座。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かす。
27	低炭素社会	5-1【環境】	<u>現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料に依存する社会構造を変革し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会。</u>
28	環境美化推進重点地区		公共の場所でのポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出を禁止するとともに、これらへの対策を特に必要とする地域。
29	生物多様性	5-1【環境】 6-1【都市空間】	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、わが国は平成5年（1993年）5月に批准している。
30	土地区画整理事業	6-1【都市空間】	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。
31	地区整備計画		地区の住民などが主体となってつくる地区計画の目標や方針に従って、道路、公園などの配置や建物の用途、形態などに関する制限などについて、具体的にルールを定める計画。
32	景観重点地区		特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区で、景観形成地区と景観配慮地区の2種類。景観形成地区は、住民等との合意のもと指定し、地区の特性に応じた地区景観形成基準を定め、協働により景観形成の推進を図るもので、本市では20地区を指定（H29年8月時点）。
33	みどりの協定		<u>「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づき、道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木等の配付の助成制度がある。</u>
34	都市施設	6-2【都市基盤】	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。
35	都市計画道路		都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

No.	用語	掲載箇所	説明
36	バリアフリー重点地区	6-2【都市基盤】	駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区で、公共交通機関、建築物、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区。
37	水道基幹管路		水道管の中でも重要な役割を担う管路で、導水管（水源から浄水場まで水を送る水道管）、送水管（浄水場から配水池まで水を送る水道管）、配水本管（配水池から各家庭に水を送る水道管）を指す。
38	雨水排水施設		浸水被害の軽減するため、雨水を貯留・排水する増強管（貯留管）や増強ポンプ等。本市では、雨水レベルアップ整備事業として、10年に1度の雨（1時間に約50ミリ）の雨に対応できる施設の整備を進めている。
39	自転車通行空間		自転車が通行するための道路、または道路の部分で、自転車道や自転車専用通行帯、自転車走行を誘導する路面標示等の整備により確保を図る。
40	ワークライフバランス	7-1【地域経済】	男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。
41	多文化共生	7-2【文化・スポーツ】	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員として共に生きていくこと。